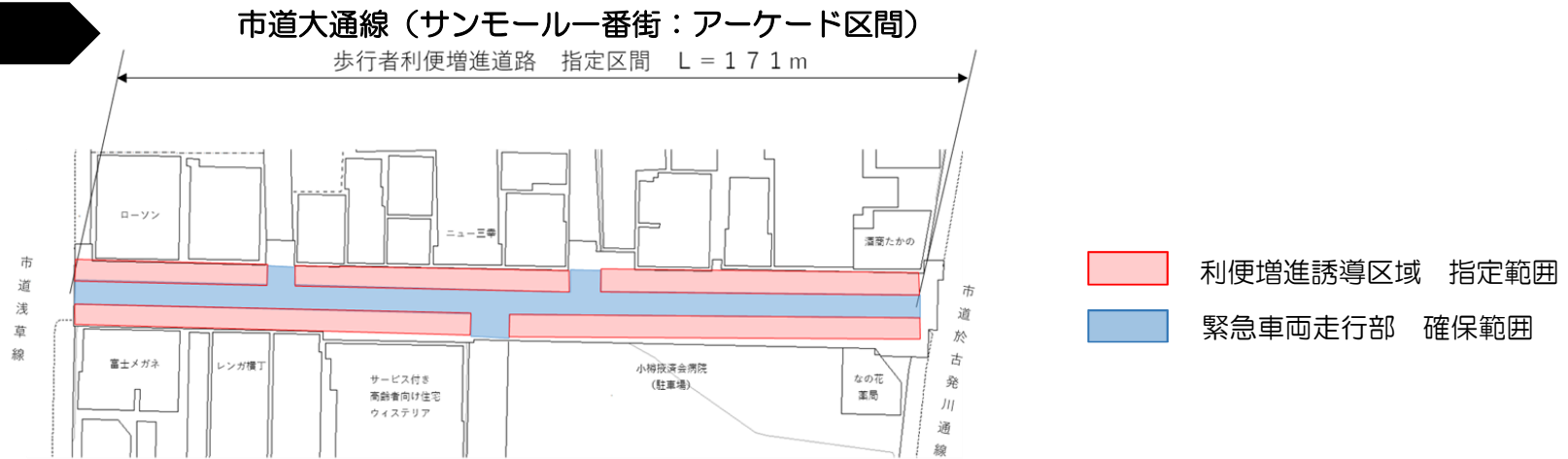


# 歩行者利便増進道路「ほこみち」の指定について

## 経緯

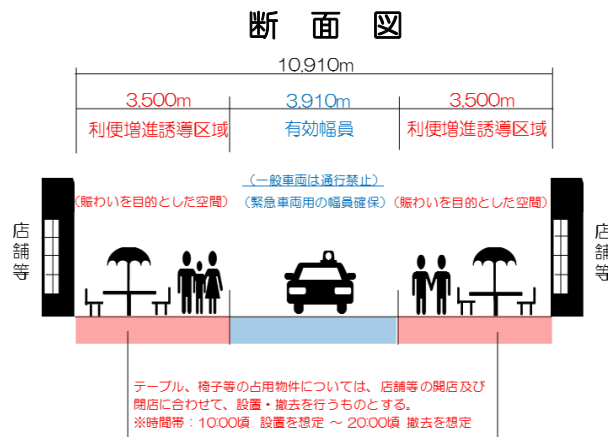
道路法の一部改正により、賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度が創設され、歩行者利便増進道路（ほこみち）として指定した道路では、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間の構築が可能となり、令和5年2月頃に地元商店街振興組合からの要望を受け、道警本部（公安委員会）、小樽警察署と指定に向けた協議を重ねた結果、令和8年3月2日に指定となりました。

## 指定の箇所



## 断面図とイメージ写真

※既に実施されている交通規制の規制時間内に実施するもの  
 （歩行者用道路10時-7時）



イメージ写真：山梨県甲府市



## 道路占用許可の条件

指定された区域の道路占用許可につきまして、地元の商店街振興組合や背後にある店舗等への承諾及び一般交通に影響が生じないように占有者側での日々の跡片付け、清掃等が条件となります。